

介護サービス事業者

自主点検表

特定施設入居者生活介護

及び

介護予防特定施設入居者生活介護

事業所の名称

事業所の所在地
(電話番号)

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日

平成 年 月 日

埼玉県福祉部福祉監査課

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

入居者及び利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで県では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項、着眼点を基に自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、県が行う指導と連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的に作成し、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、県へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 記入に当たっては、複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、二重線を引き「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- (6) この自主点検表は指定特定施設入居者生活介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合には、指定介護予防特定施設入居者生活介護についても指定特定施設入居者生活介護の運営基準等に準じて（特定施設入居者生活介護を介護予防特定施設入居者生活介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。
なお、太枠で囲われ、ゴシック体で書かれた部分については指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業独自の運営基準等なので御留意ください。当該部分については、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている事業所のみ自主点検してください。（指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用者がいない場合でも、自主点検していただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（5）に従って記入してください。）

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。なお、「根拠法令」の欄は、準用する条文等を示します。

- ・「法」 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）
- ・「施行規則」 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）
- ・「平11厚令37」 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）
- ・「平18厚労令35」 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）
- ・「平11老企25」 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「平12厚告19」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
- ・「平12老企40」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「平18厚労告127」 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
- ・「平18-0317001」 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ・「平12老企52」 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について（平成12年3月30日老企第52号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「平12老企54」 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「平13老発155」 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日老発第155号厚生労働省老健局長通知）
- ・「平13老振発18」 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知）
- ・「平15老振発0416001」 有料老人ホームに対する指導の徹底について（平成15年4月16日老振発第0416001号厚生労働省老健局振興課長通知）
- ・「平12厚告27」 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）
- ・「平12厚告26」 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年2月10日厚生省告示第26号）
- ・「高齢者虐待防止法」 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

介護サービス事業者自主点検表

目 次

第 1	基本方針	-----	1
第 2	人員に関する基準	-----	1
第 3	設備に関する基準	-----	7
第 4	運営に関する基準	-----	10
第 5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	-----	27
第 6	変更の届出等	-----	28
第 7	介護給付費の算定及び取扱い	-----	29
第 8	介護予防特定施設入居者生活介護費の算定及び取扱い	-----	32

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
第1 基本方針	① 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 特定施設入居者生活介護事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければなりません。 </div>	法第73条第1項 平11厚令37 第174条第1項
	② 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 介護予防特定施設入居者生活介護事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。 </div>	法第115条の3 第1項 平18厚労令35 第230条第1項
	③ 安定的かつ継続的な事業運営に努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37 第174条第2項
	④ 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37 第174条第3項
第2 人員に関する基準 1 特定施設入居者生活介護の従業者の員数 (1) 生活相談員	※ <u>介護予防特定施設入居者生活介護も一体的に運営している場合は、この「1 特定施設入居者生活介護の従業者の員数」においてではなく、3ページ以降の「2 介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合の従業者の員数」において自主点検してください。</u> ① 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div> ② 生活相談員のうち1人以上は常勤の者を配置していますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	法第74条第1項 法第115条の4 第1項 平11厚令37 第175条第1項 第1号 第175条第4項

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
(2) 看護職員又は介護職員	<p>① 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 看護職員は、次のいずれかに該当すること。 ア 看護師 イ 准看護師 </div>	平11厚令37第175条第1項第2号イ
	<p>② 看護職員の数、次のとおり適切に配置すること。</p> <p>(1) 利用者の数が30を超えない特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>(2) 利用者の数が30を超える特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37第175条第1項第2号ロ
	<p>③ 常に1以上のサービス提供に当たる介護職員が確保されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定め、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにしてください。 </div>	平11厚令37第175条第1項第2号ハ 平11老企25第3-11-1-(1)-①
	<p>④ 看護職員及び介護職員は、主として当該サービスの提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者を配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 看護職員及び介護職員は、要介護者に対するサービス提供に従事することを基本とするが、要介護者のサービス利用に支障のないときに、要介護者以外の当該特定施設の入居者に対するサービス提供を行うことは差し支えありません。 この場合、これらの従業者が要介護者に対してサービスを提供する者として、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置が講じられており、この措置及び上記の趣旨が運営規程において明示されていることとします。 </div>	平11厚令37第175条第5項 平11老企25第3-11-1-(2)
	<p>⑤ 看護職員及び介護職員が、あらかじめ特定施設入居者生活介護として包括的かつ標準的に行うものとして定めた介護サービスとは別に、利用者の特別な希望により行われる個別的な介護サービスを行った場合は、看護職員及び介護職員の人数の算定において、看護職員及び介護職員の勤務時間から当該サービスに要した時間を除外して算定（常勤換算）していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平12老企52-2-(2)

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
(3) 機能訓練指導員	① 機能訓練指導員は、1以上配置されていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37 第175条第1項 第3号
	② 機能訓練指導員には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者が配置されていますか。(当該特定施設における他の職務に従事することができます。) <div style="text-align: right;">いる・いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有すること。 ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 </div>	平11厚令37 第175条第6項 平11老企25 第3-1-1-(3)
(4) 計画作成担当者	① 1以上配置していますか。(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とします。) <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37 第175条第1項 第4号
	② 計画作成担当者には、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものが配置されていますか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとします。) <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	第175条第7項
2 介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合の従業者の員数 (1) 生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設入居者生活介護事業者が介護予防特定施設入居者生活介護の指定を併せて受け、かつ、特定施設入居者生活介護の事業と介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、「1 特定施設入居者生活介護の従業者の員数」の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとします。 ① 常勤換算方法で、利用者及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(介護予防サービスの利用者)の合計数(総利用者数)が100又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37 第175条第2項 平11厚令37 第175条第2項 第1号
	② 生活相談員のうち1人以上は常勤の者を配置していますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	第175条第4項

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
(2) 看護職員又は介護職員	<p>① 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者の利用者及び要支援2の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1並びに要支援1の利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。(具体的な計算方法は下記のとおり)</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>看護職員及び介護職員の合計数は、要介護者の利用者及び要支援2として認定を受けている利用者の数に、要支援1として認定を受けている利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者をもとに、3又はその端数を増すごとに1以上と算出します。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>看護職員は、次のいずれかに該当すること。 ア 看護師 イ 准看護師</p> </div>	<p>第175条第2項第2号イ</p> <p>平11老企25第3-十一-1-(1)-②</p>
	<p>② 看護職員の数は、次のとおり適切に配置すること。</p> <p>(1) 総利用者数が30を超えない特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>(2) 総利用者数が30を超える特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第175条第2項第2号ロ</p>
	<p>③ 常に1以上のサービス提供に当たる介護職員が確保されていますか。(ただし、介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りではありません。)</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>宿直時間帯は、それぞれの事業所ごとに利用者の状況等に応じて、例えば午後9時から午前6時までなどと設定するものとされています。また、宿直時間帯には宿直勤務を行う介護職員がいなければならないこととされています。</p> </div>	<p>平11厚令37第175条第2項第2号ハ</p> <p>平11老企25第3-十一-1-(1)-③</p>
	<p>④ 看護職員及び介護職員は、主として当該サービスの提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は常勤の者を配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>ただし、介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合」とは、入居者の状態の改善等により要介護者が存在せず、要支援者に対する介護予防サービスのみが提供される場合をいいます。</p> </div>	<p>平11厚令37第175条第8項</p> <p>平11老企25第3-十一-1-(1)-④</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
(3) 機能訓練指導員	① 機能訓練指導員は、1以上配置されていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37 第175条第2項 第3号
	② 機能訓練指導員には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者が配置されていますか。(当該特定施設における他の職務に従事することができます。) <div style="text-align: right;">いる・いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有すること。 ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 </div>	第175条第6項 平11老企25 第3-十-1-(3)
(4) 計画作成担当者	① 1以上配置していますか。(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とします。) <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37 第175条第2項 第4号
	② 計画作成担当者には、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものが配置されていますか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができます。) <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	第175条第7項
3 利用者の数	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及び介護予防サービスの利用者並びに総利用者数は、前年度の平均値となっていますか。(ただし、新規に指定を受けた場合は、推定数によります。) <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37 第175条第3項
4 管理者	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者が配置されていますか。(ただし、当該特定施設の管理上支障がない場合は、当該特定施設の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。) <div style="text-align: right;">いる・いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>特定施設入居者生活介護の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものです。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>ア 当該事業所の特定施設従業者として職務に従事する場合</p> <p>イ 同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もあります。)</p> </div>	平11厚令37 第176条 平11老企25 第3-十-1-(4) (参照 第3-八-1-(5))

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
5 勤務体制の確保等	<p>① 利用者に対し、適切な特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。</p> </div>	<p>平11厚令37 第190条第1項</p> <p>平11老企25 第3-10-3-(12)- ①</p>
	<p>② 特定施設の従業者によってサービスを提供していますか。 (ただし、当該特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではありません。)</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者(以下「受託者」という。)に行わせる特定施設入居者生活介護事業者(以下「委託者」という。)は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければなりません。この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはなりません。</p> <p>なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務についてはこの限りではありません。</p> <p>ア 当該委託の範囲</p> <p>イ 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>ウ 受託者の従業者により当該委託業務が特定施設入居者生活介護の運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</p> <p>エ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨</p> <p>オ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p> <p>カ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>キ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>また、委託者は、ウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければなりません。そして、当該記録は2年間保存しなければなりません。</p> <p>なお、委託者が行うエの指示は、文書により行わなければなりません。</p> </div>	<p>平11厚令37 第190条第2項</p> <p>第3-10-3-(12)- ②③④⑤</p>
	<p>③ 上記②のただし書により、特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第190条第3項</p>
	<p>④ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第190条第4項</p>
	<p>⑤ 職員のキャリア・パスに配慮した研修の機会の提供や受講支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ キャリア・パスとは、職員が将来展望を持って働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇を図ることをいいます。</p> </div>	<p>介護職員処遇改善交付金交付要綱等</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
3 設備の基準 (1) 介護居室	<p>① 1の居室の定員は、1人ですか。(ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。)</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできません。なお、附則第18条により、既存の特定施設における定員4人以下の介護居室については、個室とする規定を適用しないものとします。</p> </div> <p>② プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>介護居室、一時介護室、食堂及び機能訓練室についていう「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねることとします。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となります。</p> </div> <p>③ 地階に設けてはいませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p> <p>④ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けてありますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第177条第4項 第1号イ</p> <p>平11老企25 第3-11-2-(2)</p> <p>平11厚令37 第177条第4項 第1号ロ</p> <p>平11老企25 第3-11-2-(3)</p> <p>平11厚令37 第177条第4項 第1号ハ</p> <p>平11厚令37 第177条第4項 第1号ニ</p>
(2) 一時介護室	<ul style="list-style-type: none"> 介護を行うために適当な広さを有していますか。 <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第177条第4項 第2号</p>
(3) 浴室	<ul style="list-style-type: none"> 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていますか。 <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第177条第4項 第3号</p>
(4) 便所	<ul style="list-style-type: none"> 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていますか。 <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第177条第4項 第4号</p>
(5) 食堂	<ul style="list-style-type: none"> 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。 <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第177条第4項 第5号</p>
(6) 機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。 <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第177条第4項 第6号</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
4 構造等	<p>① 特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮が必要です。</div> <p>② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>③ 特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第177条第5項</p> <p>平11老企25 第3-11-2-(4)</p> <p>平11厚令37 第177条第6項</p> <p>平11厚令37 第177条第7項</p>
5 介護予防特定施設入居者生活介護事業者の設備基準	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防特定施設入居者生活介護事業者が特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、特定施設入居者生活介護の事業及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、特定施設入居者生活介護の設備基準（上記の1～4）を満たすことをもって、介護予防特定施設入居者生活介護における当該基準を満たしているものとみなすことができる。 	<p>法第115条の4 第2項</p> <p>平18厚労令35 第233条第8項</p>
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び契約の締結等</p>	<p>① あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及びサービスの提供に関する契約を文書により締結していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」とは、以下の項目等です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 運営規程の概要 イ 従業員の勤務の体制 ウ 介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要 エ 要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容 オ 利用料の額及びその改定の方法 カ 事故発生時の対応 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>契約書においては、少なくとも、介護サービス内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとします。</p> <p>なお、介護予防特定施設入居者生活介護の指定をあわせて受ける場合にあっては、特定施設入居者生活介護事業と介護予防特定施設入居者生活介護の契約について別の契約書とすることなく、1つの契約書によることができます。</p> </div>	<p>法第74条第2項</p> <p>平11厚令37 第178条第1項</p> <p>平11老企25 第3-11-3-(1)</p> <p>平11老企25 第3-11-2-(2)</p> <p>平11老企25 第3-11-3-(1)</p> <p>平11老企25 第3-11-3-(1)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び契約の締結等	② ①の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはいませんか。 <p style="text-align: right;">いない・いる</p>	平11厚令37 第178条第2項
	③ より適切な特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ①の契約に係る文書に明記していますか。 <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第178条第3項
2 特定施設入居者生活介護の提供の開始等	① 正当な理由なく入居者に対するサービスの提供を拒んではいませんか。 <p style="text-align: right;">いない・いる</p>	平11厚令37 第179条第1項
	② 入居者が特定施設入居者生活介護に代えて当該特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはいませんか。 <p style="text-align: right;">いない・いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 入居者が当該特定施設入居者生活介護事業者から特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものです。 </div>	平11厚令37 第179条第2項 平11老企25 第3-11-3-(2)
	③ 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。 <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第179条第3項
	④ サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めていますか。 <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第179条第4項
3 受給資格等の確認	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び認定の有効期間を確かめていますか。 <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第192条（準用第11条第1項）
	② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第192条（準用第11条第2項）
4 要介護認定の申請に係る援助	① 利用申込者の要介護認定の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第192条（準用第12条第1項）
	② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37 第192条（準用第12条第2項）

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
5 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	<p>・ 有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅である特定施設において特定施設入居者生活介護を提供する特定施設入居者生活介護事業者は、当該サービスを法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを利用者に説明し、その意思を確認していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>施行規則第64条第3号の規定に基づき、当該特定施設入居者生活介護事業者は、市町村（又は国保連）に対して、法定代理受領サービスの利用について利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を提出することが必要です。</p> <p>なお、介護予防特定施設入居者生活介護の指定をあわせて受ける場合にあつては、特定施設入居者生活介護に係る同意の書類と介護予防特定施設入居者生活介護に係る要件となる同意の書類は、別々の書類によることなく1つの書類によることができます。</p> </div>	<p>平11厚令37第180条</p> <p>平11老企25第3-1-3-(3)</p>
6 サービスの提供の記録	<p>① サービスの開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している特定施設の名称を、サービスの終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>特定施設入居者生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、他の居宅サービス事業者等が当該利用者が特定施設入居者生活介護の提供を受けていることを確認できるよう、事業者は、サービスの開始に際しては当該開始の年月日及び入居している特定施設の名称を、サービスの終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければなりません。</p> </div> <p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第181条第1項</p> <p>平11老企25第3-1-3-(4)</p> <p>平11厚令37第181条第2項</p>
7 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>法定代理受領サービスとして提供される特定施設入居者生活介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額の1割（法の規定により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p> </div> <p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。</p> </div>	<p>平11厚令37第182条第1項</p> <p>平11老企25第3-1-3-(5) (参照 第3-1-3-(10)-①)</p> <p>平11厚令37第182条第2項</p> <p>平11老企25第3-1-3-(5) (参照 第3-1-3-(10)-②)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
7 利用料等の受領	<p>③ ①②の支払のほか、次の費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p> <p>ア 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 イ おむつ代 ウ 特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア又はウの費用については、以下の各通知に基づき適切に取り扱ってください。</p> <p>【アの費用】 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について（平成12年3月30日老企第52号）</p> <p>【ウの費用】 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。</p> </div> <p>④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>⑤ 特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>⑥ 介護保険法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、利用者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第182条第3項</p> <p>平11老企52 平11老企54</p> <p>平11老企25 第3-十-3-(5)-②</p> <p>平11厚令37 第182条第4項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>規則第65条</p>
8 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>・ 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービス内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条（準用第21条）</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
9 特定施設入居者生活介護の取扱方針	① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37第183条第1項
	② 特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37第183条第2項
	③ 特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37第183条第3項
	④ 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37第183条第6項
10 身体拘束等	① 特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいませんか。 <div style="text-align: right;">いない・いる</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>身体拘束禁止の対象となる具体的行為</p> <p>ア 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>ウ 自分で降りられないように、ベッドの柵（サイドレール）で囲む。</p> <p>エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>カ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>サ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p> </div>	平11厚令37第183条第4項 身体拘束ゼロへの手引き
	② 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平13老発1552・3

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
10 身体拘束等	<p>③ 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>改善計画に盛り込むべき内容</p> <p>ア 事業所内の推進体制</p> <p>イ 介護の提供体制の見直し</p> <p>ウ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き</p> <p>エ 事業所の設備等の改善</p> <p>オ 事業所の職員その他の関係者の意識啓発のための取組み</p> <p>カ 利用者の家族への十分な説明</p> <p>キ 身体拘束廃止に向けての数値目標</p> </div>	<p>平13老発155 3・5</p>
	<p>④ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第183条第5項</p> <p>平13老発155 6</p>
11 特定施設サービス計画の作成	<p>① 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>② 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>③ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項も含めたものとします。</p> <p>なお、当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとします。</p> </div>	<p>平11厚令37 第184条第1項</p> <p>平11厚令37 第184条第2項</p> <p>平11厚令37 第184条第3項</p> <p>平11老企25 第3-1-3-(7)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
1 1 特定施設サービス計画の作成	④ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37第184条第4項 平11老企25第3-1-3-(7)
	⑤ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37第184条第5項 平11老企25第3-1-3-(7)
	⑥ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、当該計画の実施状況及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37第184条第6項
	⑦ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の変更を行う際にも②から⑤に準じて取り扱っていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37第184条第7項
1 2 介護	① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 介護サービスの実施に当たっては、利用者の人格に十分配慮するものとします。 </div>	平11厚令37第185条第1項 平11老企25第3-1-3-(8)-①
	② 自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを実施していますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとします。 なお、健康上の理由等で入浴が困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとします。 </div>	平11厚令37第185条第2項 平11老企25第3-1-3-(8)-②
	③ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとします。 </div>	平11厚令37第185条第3項 平11老企25第3-1-3-(8)-③

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
1 2 介護	<p>④ 利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>入居者の心身の状況や要望に応じて、1日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行わなければいけません。</p> </div>	<p>平11厚令37 第185条第4項</p> <p>平11老企25 第3-十-3-(8)-④</p>
1 3 機能訓練	<p>・ 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとします。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条（準用 第132条）</p> <p>平11老企25号 第3-十-3-(15) （参照 第3-八- 3-(8)）</p>
1 4 健康管理	<p>・ 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第186条</p>
1 5 相談及び援助	<p>・ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行いうる体制をとることにより、積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものです。なお、社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談です。</p> </div>	<p>平11厚令37 第187条</p> <p>平11老企25 第3-十-3-(9)</p>
1 6 利用者の家族との連携等	<p>・ 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等、常に利用者と家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族とが交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。</p> </div>	<p>平11厚令37 第188条</p> <p>平11老企25 第3-十-3-(10)</p>
1 7 利用者に関する市町村への通知	<p>① 利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたときには、遅滞なく、意見を付して市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条（準用 第26条）</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
17 利用者に関する市町村への通知	<p>② 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なく、意見を付して市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37第192条（準用第26条）
18 緊急時等の対応	<p>① サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>特定施設入居者生活介護従業者が現にサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものです。協力医療機関については、次の点に留意するものとします。</p> <p>ア 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。</p> <p>イ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p> </div>	<p>平11厚令37第192条（準用第51条）</p> <p>平11老企25第3-11-3-(15) （参照 第3-2-3-(3)）</p>
	<p>② 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとします。</p> </div>	<p>平11厚令37第191条第1項</p> <p>平11老企25第3-11-3-(13)</p>
	<p>③ あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37第191条第2項
19 管理者の責務	<p>① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37第192条第1項（準用 第52条第1項）
	<p>② 管理者は、従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平11厚令37第192条第2項（準用 第52条第2項）

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
20 運営規程	<p>・ 特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下、「運営規程」という。）を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運営規程には、次の事項を定めるものとします。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>ウ 入居定員及び居室数</p> <p>エ 特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>オ 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</p> <p>カ 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>キ 緊急時等における対応方法</p> <p>ク 非常災害対策</p> <p>ケ その他運営に関する重要事項</p> <p>エの「特定施設入居者生活介護の内容」については、入浴の介護の1週間における回数等のサービスの内容を指します。</p> <p>また、「利用料」としては、法定代理受領サービスである特定施設入居者生活介護に係る利用料（1割負担）及び法定代理受領サービスでない特定施設入居者生活介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準第182条第3項により聴取が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。</p> <p>カの「施設の利用に当たっての留意事項」は、利用者が特定施設入居者生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入居生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。</p> <p>クの「非常災害対策」は、「22 非常災害対策」に示す非常災害に関する具体的計画を指すものであること。</p> <p>ケの「その他運営に関する重要事項」には、当該事業所の看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指します。</p> <p>また、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き等について定めておくことが望ましいです。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えありません。</p> </div>	<p>平11厚令37 第189条</p> <p>平11厚令37 第189条</p> <p>平11老企25 第3-十-3-(11)</p> <p>平11老企25 第3-一-3-(17)②</p> <p>平11老企25 第3-八-3-(13)</p> <p>平11老企25 第3-六-3-(4)</p> <p>平11老企25</p>
21 地域との連携等	<p>① 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</p> </div> <p>② 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。</p> </div>	<p>平11厚令37 第191条の2第1項</p> <p>平11老企25 第3-十-3-(14)①</p> <p>平11厚令37 第191条の2第2項</p> <p>平11老企25 第3-十-3-(14)②</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
2 2 非常災害対策	<p>① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条（準用 第103条）</p> <p>平11老企25 第3-十-3-(15) （参照 第3-六- 3-(6)）</p>
	<p>② 10人以上の施設において、防火管理者を選任し、消防計画の作成、防火管理業務を行っていますか。</p> <p>基準に満たない事業所においても、防火管理についての責任者を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>消防法(昭和23年 法律第186条) 「消防法施行令 の一部を改正す る政令」(平成19 年政令第179号) 「消防法施行規 則の一部を改正 する省令」(平成 19年総務省令第 6号)</p>
	<p>③ 災害時の物資について、次のとおり備蓄していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>ア 非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日分） イ 飲料水（3日分） ウ 常備薬（3日分） エ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分） オ 照明器具 カ 熱源 キ 移送用具（担架・ストレッチャー等）</p>	<p>埼玉県地域防災 計画（震災対策 編）第2章第16の 2(1)カ</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
2 3 衛生管理等	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>衛生管理等については、上記のほかに、次の点に留意してください。</p> <p>ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条（準用 第104条第1項）</p> <p>平11老企25 第3-十-3-(15) （参照 第3-六- 3-(7)）</p>
2 4 掲示	<p>・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設入居者生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37 第192条（準用 第32条）</p>
2 5 秘密保持等	<p>① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p> <p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>従業者が、従業者でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じなければなりません。</p> </div> <p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p> </div>	<p>平11厚令37 第192条（準用 第33条第1項）</p> <p>平11厚令37 第192条（準用 第33条第2項）</p> <p>平11老企25 第3-十-3-(15) （参照 第3-一- 3-(21)②）</p> <p>平11厚令37 第192条（準用 第33条第3項）</p> <p>平11老企25 第3-十-3-(15) （参照 第3-一- 3-(21)③）</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
25 秘密保持等	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <p>ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと。</p> <p>イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知・公表をすること。</p> <p>ウ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者・委託先を監督すること。</p> <p>エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと。</p> <p>オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと。</p> <p>カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平16.12.24)より</p> <p>医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めます。</p> </div>	<p>個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)</p> <p>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平16.12.24 厚労省)</p>
26 広告	<p>① 指定特定施設について広告をする場合(パンフレット、重要事項説明等の作成頒布等も含む。)においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有料老人ホームは長年にわたり利用される生活の場であり、有料老人ホームが提供するサービスの内容又は同老人ホームの施設の内容について、入居者が、あらかじめ十分に理解した上で入居されるべきものです。</p> <p>このため、入居者に誤解を与えることがないように、高齢者にわかりやすく、実態に即した正確な表示が特に強く求められるものです。特に、介護サービスに関する表示、医療・看護体制に関する表示、利用料金に関する表示、居室の方位に関する表示等の内容については、有料老人ホームの社会的信頼の確保及び質の向上のためにも、それぞれの有料老人ホームにおいて改めて検証され、適切な措置が講じられる必要があります。</p> </div> <p>② 景品表示法第4条第1項第3号に基づき、下記の事項について明瞭に記載され、不当表示となっていませんか。(※)</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p> <p>ア 土地又は建物についての表示</p> <p>イ 施設又は設備についての表示</p> <p>ウ 居室の利用についての表示</p> <p>エ 医療機関との協力関係についての表示</p> <p>オ 介護サービスについての表示</p> <p>カ 介護職員等の数についての表示</p> <p>キ 管理費等についての表示</p> <p>※老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームが該当</p>	<p>平11厚令37第192条(準用第34条)</p> <p>平15老振発0416001</p> <p>「有料老人ホームに関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。 いない・いる 	平11厚令37第192条（準用第35条）
28 苦情処理	<p>① サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「必要な措置」とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。</p> </div>	<p>平11厚令37第192条（準用第36条第1項）</p> <p>平11老企25第3-1-3-(15)（参照 第3-1-3-(23)①）</p>
	<p>② ①の苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録していますか。 いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（事業者が提供したサービスとは関係ないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものです。</p> </div>	<p>平11厚令37第192条（準用第36条第2項）</p> <p>平11老企25第3-1-3-(15)（参照 第3-1-3-(23)②）</p>
	<p>③ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。 いる・いない</p>	平11老企25第3-1-3-(15)（参照 第3-1-3-(23)②）
	<p>④ 提供したサービスに対する市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 いる・いない</p>	平11厚令37第192条（準用第36条第3項）
	<p>⑤ 市町村からの求めがあった場合には、④の改善の内容を市町村に報告していますか。 いる・いない</p>	平11厚令37第192条（準用第36条第4項）
	<p>⑥ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 いる・いない</p>	平11厚令37第192条（準用第36条第5項）
	<p>⑦ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑥の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 いる・いない</p>	平11厚令37第192条（準用第36条第6項）

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
29 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望まれます。 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p> </div>	<p>平11厚令37第192条（準用第37条第1項）</p> <p>平11老企25第3-1-3-(15) （参照 第3-1-3-(24)①、③）</p>
	<p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条（準用第37条第2項）</p>
	<p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入、又は賠償資力を有することが望まれます。</p> </div>	<p>平11厚令37第192条（準用第37条第3項）</p> <p>平11老企25第3-1-3-(15) （参照 第3-1-3-(24)②）</p>
30 会計の区分	<p>① 指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平11厚令37第192条 準用（第38条）</p>
	<p>② 具体的な会計処理の方法については、厚生労働省から通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）」を参考として適切に行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平13老振発18</p>
31 高齢者虐待の防止	<p>① 事業所の従業員は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第5条</p>
	<p>② 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p>	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
3 1 高齢者虐待の防止	③ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。 <div style="text-align: right;">いない・いる</div>	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条
	④ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。 <div style="text-align: right;">いない・いる</div>	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条
	⑤ 利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。 <div style="text-align: right;">いない・いる</div>	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条
	⑥ 利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益をえていませんか。 <div style="text-align: right;">いない・いる</div>	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条
	⑦ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第20条
3 2 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div>	平11厚令37第191条の3第1項
	② 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ア 特定施設サービス計画</p> <p>イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録（第181条第2項）</p> <p>ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（第183条第5項）</p> <p>エ 業務委託の確認結果等の記録（第190条第3項）</p> <p>オ 利用者に関する市町村への通知の記録（第26条）</p> <p>カ 利用者からの苦情の内容等の記録（第36条第2項）</p> <p>キ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録（第37条第2項）</p> <p>ク 市町村（又は国保連）に対して、法定代理受領サービスの利用について利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類（施行規則第64条第3号）</p> </div>	平11厚令37第191条の3第2項

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令												
<p>3 3 介護サービス情報の公表</p>	<p>① 指定情報公表センター（埼玉県社会福祉協議会）へ年1回、基本情報と調査情報を報告していますか。 いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 平成18年度から対象になったサービスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・通所介護 ・特定施設入居者生活介護・福祉用具貸与 ・居宅介護支援・介護老人福祉施設・介護老人保健施設 <p>平成19年度から対象になったサービスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・介護療養型医療施設 <p>※ 前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円以下のサービスは対象外。</p> <p>※ 新規事業所は、基本情報のみ報告</p> </div> <p>② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。 いる・いない</p>	<p>法第115条の35第1項</p> <p>施行規則第140条の43</p> <p>施行規則第140条の44</p> <p>施行規則第140条の47</p>												
<p>3 4 法令遵守等の業務管理体制の整備</p>	<p>① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">事業所数20未満</th> <th style="width: 25%;">20以上100未満</th> <th style="width: 35%;">100以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備届出事項</td> <td>法令遵守責任者</td> <td>法令遵守責任者 法令遵守規程</td> <td>法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施</td> </tr> <tr> <td>届出書の記載すべき事項</td> <td>名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等</td> <td>左記に加え 法令遵守規程の概要</td> <td>左記に加え 業務執行監査の方法の概要</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>② <u>業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。</u> いる・いない</p> <p>③ <u>業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。</u> いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ <u>行っている具体的な取組（例）のアからオを、○で囲むとともに、オについては、その内容をご記入ください。</u></p> <p><u>ア 介護報酬の請求等のチェックの実施</u></p> <p><u>イ 内部通報、事故報告に対応している</u></p> <p><u>ウ 業務管理体制（法令等遵守）</u></p> <p><u>エ 法令遵守規定を整備している</u></p> <p><u>オ その他</u></p> </div>		事業所数20未満	20以上100未満	100以上	整備届出事項	法令遵守責任者	法令遵守責任者 法令遵守規程	法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施	届出書の記載すべき事項	名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等	左記に加え 法令遵守規程の概要	左記に加え 業務執行監査の方法の概要	<p>法第115条の32第1項 施行規則第140条の39</p> <p>介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について</p>
	事業所数20未満	20以上100未満	100以上											
整備届出事項	法令遵守責任者	法令遵守責任者 法令遵守規程	法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施											
届出書の記載すべき事項	名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等	左記に加え 法令遵守規程の概要	左記に加え 業務執行監査の方法の概要											

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
	<p>④ <u>業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。</u></p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
<p>第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>		
<p>1 介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針</p>	<p>① 介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>② 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>⑤ 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>平18厚労令35第246条第1項</p> <p>平18厚労令35第246条第2項</p> <p>平18厚労令35第246条第3項</p> <p>平18厚労令35第246条第4項</p> <p>平18厚労令35第246条第5項</p>
<p>2 介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針</p>	<p>① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防特定施設入居者生活介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかに（アセスメント）します。</p> </div> <p>② 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>介護予防特定施設サービス計画には、次の内容等を明らかにしてください。</p> <p>ア 提供するサービスの具体的内容</p> <p>イ 所要時間</p> <p>ウ 日程</p> </div>	<p>平18厚労令35第247条第1号</p> <p>平11老企25第4-三-10(2)①</p> <p>平18厚労令35第247条第2号</p> <p>平11老企25第4-三-10(2)①</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
	<p>介護予防特定施設サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</p>	
	<p>③ 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。いる・いない</p>	平18厚労令35第247条第3号
	<p>④ 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第247条第4号
	<p>⑤ サービスの提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第247条第5号
	<p>⑥ 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第247条第6号
	<p>⑦ 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第247条第7号
	<p>⑧ 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第247条第8号
	<p>⑨ ①から⑦までの規定は、⑧に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	平18厚労令35第247条第9号
第6 変更の届出等	<p>① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※「その他厚生労働省令で定める事項」とは次に掲げる事項です。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>エ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並び</p> </div>	<p>法第75条第1項</p> <p>施行規則第131条第1項</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
	<p>オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力機関との契約の内容 (協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む)</p> <p>ク 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>ケ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>コ 介護支援専門員(介護支援専門員として業務を行う者に限る。)の氏名及びその登録番号</p> <p>サ 休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは再会した年月日</p> <p>② 当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事(福祉事務所)に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※「その他厚生労働省令で定める事項」とは次に掲げる事項です。</p> <p>ア 廃止し、又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止し、又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止しようとする場合にあつては、休止の予定年月日</p> </div>	<p>施行規則第131条第3項 法第75条第2項</p> <p>施行規則第131条第4項</p>
<p>第7 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>① 費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>② 費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に別表に定める単位数を乗じて算定されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <p>③ 1単位の単価に所定単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平12厚告19一</p> <p>平12厚告19二</p> <p>平12厚告19三</p>
<p>2 所定単位数の算定</p>	<p>・ 特定施設において、特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p>	<p>平12厚告19別表の10の注1</p>
<p>3 従業者の員数が基準を満たさない場合の算定</p>	<p>・ 看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 指定居宅サービス基準第175条に定める員数を置いていない。</p> </div>	<p>平12厚告19別表の10の注1</p> <p>平12厚告27第5号イ</p>
<p>4 その他の居宅サービスの利用について</p>	<p>① 特定施設入居者生活介護を算定した月において、その他の居宅サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導費を除く。)は算定していませんか(外泊の期間中を除く。)</p> <p style="text-align: right;">いない・いる</p>	<p>平12老企40第二-4-(1)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
4 その他の居宅サービスの利用について	<p>特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービスを利用させることは差し支えありません。</p> <p>例えば、入居している月の当初は特定施設入居者生活介護を算定し、引き続き入居しているにも関わらず、月の途中から特定施設入居者生活介護に代えて居宅サービスを算定するようなサービス利用は、居宅サービスの支給限度基準額を設けた趣旨を没却するので、認められません。</p> <p>② 入居者の外泊の期間中は特定施設入居者生活介護は算定していませんか。 いない・いる</p> <p>③ 入居者に対して提供すべき介護サービス（特定施設入居者生活介護の一環として行われるもの）の業務の一部を、当該特定施設の従業者により行わず、外部事業者に委託している場合（例えば、機能訓練を外部の理学療法士等に委託している場合等。）には、当該事業者は業務の管理及び指揮命令を行っていますか。 いる・いない</p>	<p>平12老企40第二-4-(1)</p> <p>平12老企40第二-4-(1)</p> <p>平12老企40第二-4-(1)</p> <p>平12老企40第二-4-(1)</p>
5 個別機能訓練加算	<p>① 利用者の数が100以下の特定施設 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして県知事に届け出た特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を加算していますか。 いる・いない</p> <p>② 利用者の数が100を超える特定施設 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているものとして県知事に届け出た特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を加算していますか。 いる・いない</p> <p>ア 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定します。</p> <p>イ 個別機能訓練加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものです。</p> <p>ウ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者毎にその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行ってください。</p> <p>エ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録してください。</p> <p>オ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該特定施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしてください。</p>	<p>平12厚告19別表の10の注2</p> <p>平12老企40第二-4-(2)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
<p>6 夜間看護体制加算</p>	<p>・ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県知事に届け出た特定施設において、利用者に対して、特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>ア 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。</p> <p>イ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、特定施設入居者生活介護の提供を受ける利用者に対して、24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。</p> <p>ウ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※夜間看護体制加算の取扱いについては、以下のとおりとすること。</p> <p>「24時間連絡体制」とは、特定施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても施設から連絡でき、必要な場合には特定施設からの緊急の呼出に応じて出勤する体制をいうものです。具体的には、</p> <p>ア 特定施設において、管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等）の整備がなされていること。</p> <p>イ 管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化（どのようなことが観察されれば看護職員に連絡するか）がなされていること。</p> <p>ウ 特定施設内研修等を通じ、看護・介護職員に対して、イの取り決めが周知されていること。</p> <p>エ 特定施設の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やFAX等により利用者の状態に関する引継を行うとともに、オンコール体制終了時にも同様の引継を行うこと。</p> <p>といった体制を整備することを想定しています。</p> </div>	<p>平12厚告19別表の10の注3</p> <p>平12厚告26第20号</p> <p>平12老企40第二-4-(3)</p>
<p>7 医療機関連携加算</p>	<p>・ 看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合には、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※医療機関連携加算について。</p> <p>ア 本加算は、協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）に情報を提供した日（以下「情報提供日」という。）前30日以内において、特定施設入居者生活介護を算定した日が14日未満である場合には、算定できないものとする。</p> <p>イ 協力医療機関等には、歯科医師を含むものとする。</p> <p>ウ 当該加算を算定するに当たっては、あらかじめ、指定特定施設入居者生活介護事業者と協力医療機関等で、情報提供の期間及び利用者の健康状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容についても定めておくこと。なお、必要に応じてこれら以外の情報を提供することを妨げるものではない。</p> </div>	<p>平12厚告19別表の10の注4</p> <p>平12老企40第二-4-(4)</p>

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
7 医療機関連携加算	<p>エ 看護職員は、前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において、指定居宅サービス基準第186条に基づき、利用者ごとに健康の状況について随時記録すること。</p> <p>オ 協力医療機関等への情報提供は、面談によるほか、文書（FAXを含む。）又は電子メールにより行うことも可能とするが、協力医療機関等に情報を提供した場合においては、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ること。この場合において、複数の利用者の情報を同時に提供した場合には、一括して受領の確認を得ても差し支えない。</p>	平12老企40第二-4-(4)
第8 介護予防特定施設入居者生活介護費の算定及び取扱い 1 基本的事項	<p>① 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div></p> <p>② 費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に定められた1単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定されていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div></p> <p>③ 1単位の単価に所定単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算されていますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div></p>	平成18厚労告127- 一 平成18厚労告127- 二 平成18厚労告127- 三
2 所定単位数の算定	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防特定施設において、介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div> 	平成18厚労告127別表の10の注1
3 従業者の員数が基準を満たさない場合に算定	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定していますか。 <div style="text-align: right;">いる・いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 介護予防サービス基準第231条に定める員数を置いていない。</p> </div>	平成18厚労告127別表の10の注1 平12厚告27第18号イ
4 その他の介護予防サービスの利用について	<p>① 介護予防特定施設入居者生活介護費を算定した月において、その他の介護予防サービスに係る介護給付費（介護予防居宅療養管理指導費を除く。）は算定していませんか（外泊の期間中を除く）。 <div style="text-align: right;">いない・いる</div></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の介護予防サービスを利用させることは差し支えありません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>例えば、入居している月の当初は介護予防特定施設入居者生活介護を算定し、引き続き入居しているにも関わらず、月の途中から介護予防特定施設入居者生活介護に代えて介護予防サービスを算定するようなサービス利用は、介護予防サービスの支給限度基準額を設けた趣旨を没却するため、認められません。</p> </div>	平18-0317001号別紙1-第2-10(1) 平18-0317001号別紙1-第2-10(1) 平18-0317001号別紙1-第2-10(1)

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
4 その他の介護 予防サービスの 利用について	② 入居者の外泊の期間中は介護予防特定施設入居者生活介護は算定していません。 いない・いる	平18-0317001号 別紙1-第2-10(1)
	③ 入居者に対して提供すべき介護予防サービス（介護予防特定施設入居者生活介護の一環として行われるもの）の業務の一部を、当該介護予防特定施設の従業者により行わず、外部事業者に委託している場合（例えば、機能訓練を外部の理学療法士等に委託している場合等。）には、事業者は業務の管理及び指揮命令を行っていますか。 いる・いない	平18-0317001号 別紙1-第2-10(1)
5 個別機能訓練 加算	① 利用者の数が100以下の介護予防特定施設 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして、県知事に届け出た介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を加算していますか。 いる・いない	平成18厚労告127 別表の10の注2
	② 利用者の数が100を超える介護予防特定施設 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているものとして、県知事に届け出た介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を加算していますか。 いる・いない	平成18厚労告127 別表の10の注2
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定します。</p> <p>イ 個別機能訓練加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものです。</p> <p>ウ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、利用者毎にその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行ってください。</p> <p>エ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録してください。</p> <p>オ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該特定施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしてください。</p> </div>	平18-0317001号 別紙1-第2-10(2)

自主点検項目	自主点検ポイント	根拠法令
<p>6 医療機関連携加算</p>	<p>・ 看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定介護予防サービス基準第242条第1項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合には、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる・いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※医療機関連携加算について。</p> <p>ア 本加算は、協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）に情報を提供した日（以下「情報提供日」という。）前30日以内において、介護予防特定施設入居者生活介護を算定した日が14日未満である場合には、算定できないものとする。</p> <p>イ 協力医療機関等には、歯科医師を含むものとする。</p> <p>ウ 当該加算を算定するに当たっては、あらかじめ、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と協力医療機関等で、情報提供の期間及び利用者の健康状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容についても定めておくこと。なお、必要に応じてこれら以外の情報を提供することを妨げるものではない。</p> <p>エ 看護職員は、前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において、指定介護予防サービス基準第249条に基づき、利用者ごとに健康の状況について随時記録すること。</p> <p>オ 協力医療機関等への情報提供は、面談によるほか、文書（FAXを含む。）又は電子メールにより行うことも可能とするが、協力医療機関等に情報を提供した場合においては、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ること。この場合において、複数の利用者の情報を同時に提供した場合には、一括して受領の確認を得ても差し支えない。</p> </div>	<p>平成18厚労告127別表の10の注3</p> <p>平18-0317001号別紙1-第2-10(3)</p>